

概要版

沼田市障害福祉計画

障害者福祉計画

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年度～令和8年度

「バーマライゼーション理念」の実現



沼田市

計画策定の概要

障害者計画は、障害者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての市民が、障害の有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで、本市においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、平成28年3月に「沼田市障害者福祉計画（後期計画）」を策定し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

また、障害福祉サービス等の具体的な実施計画として、平成30年3月には障害者総合支援法に基づく「沼田市障害福祉計画（第5期）」、平成28年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、障害児支援に対するきめ細やかな支援の充実を目的とする「沼田市第1期障害児福祉計画」を策定し、障害者が自ら望む地域生活を実現するための支援を充実させてきました。

上記計画が令和2年度で終了となることから、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、現計画の見直しや現状の分析・評価を行い、総合的かつ計画的に施策を推進するため、以下3計画を「沼田市障害福祉計画」として一体的に策定します。

- ・ 沼田市障害者福祉計画
- ・ 沼田市第6期障害福祉計画
- ・ 沼田市第2期障害児福祉計画



計画の期間

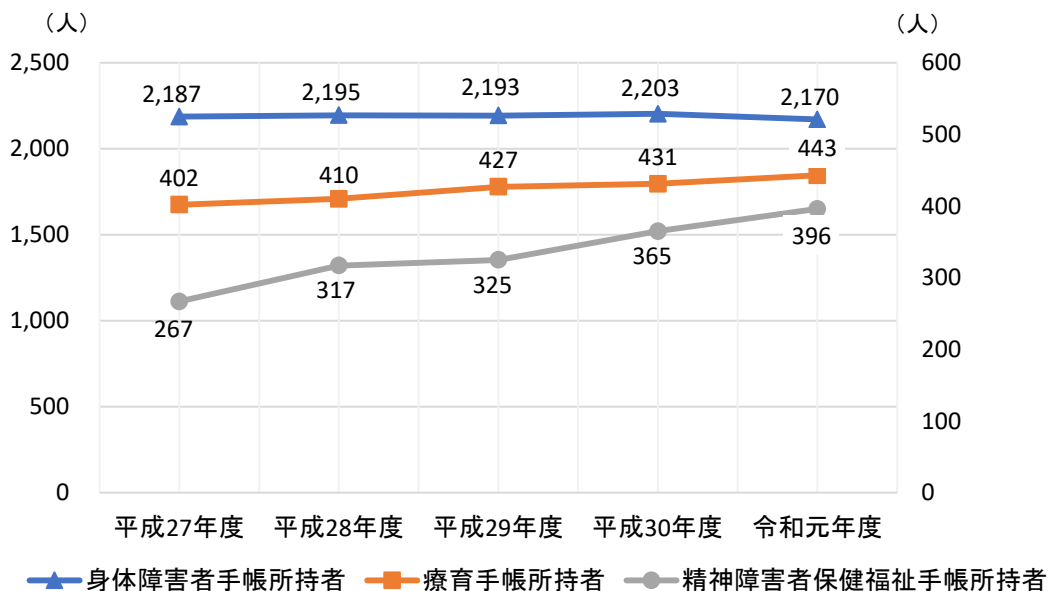
沼田市障害者福祉計画は、令和3年度から令和8年度の6年間とし、沼田市第6期障害福祉計画は、令和3年度から令和5年度の3年間、沼田市第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
沼田市障害者福祉計画					沼田市障害者福祉計画					
第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
		第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

本市の障害者・障害児を取りまく現状

令和元年度末で、本市の身体障害者手帳の所持者は 2,170 人、療育手帳の所持者は 443 人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は 396 人となっています。

平成 27 年度からの増減比率を見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者が 48% 増と、他の手帳所持者と比べて高い増加率となっています。



アンケート調査から見る主な課題

障害者の生活実態や要望・意見等を把握するため、障害者手帳をお持ちの 65 歳未満の方の中から 1,000 名を無作為に抽出し、郵送による配布、回収により調査を実施しました。(有効回収率：56.6%)

調査結果分析の結果、下記のような現状と課題が示され、本計画策定上での基礎資料となりました。

①日常生活や外出の際の支援

外出の際の支援者の必要性や声かけ、階段・段差等のバリアフリー化

②保健・医療サービス

身近な診療・治療場所の増加、公共交通機関など通院手段の確保

③就労

正規雇用を含めた雇用機会の向上と職場環境の改善

④偏見や差別

小中学校における福祉教育や差別解消に向けた啓発の推進

⑤災害時の避難等

障害特性に応じた情報伝達手段や避難方法、避難場所の確保

計画の基本理念

病気や障害によって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障害のある人が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、障害のある人が社会で普通に生活できる条件を整備し、障害の有無にかかわらず、ともに生活・活動できる社会を実現することが必要です。

「ノーマライゼーション理念」の実現

障害者基本法第1条に規定される「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（※）」の実現を目指し、本市に暮らす全ての人が等しく尊重され、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる共生社会づくりを進めるため、上記基本理念のもと施策を推進していきます。

※ノーマライゼーションとは

障害者、障害児が健常者と尊重しあいながら共生し、社会福祉環境の整備や実現をめざすという考え方です。大きく以下の実現を目指します。

- ・個人として尊重され、健常者と共生する社会の実現
- ・社会参加の機会の確保、誰と生活するかを選択の機会の確保
- ・社会生活を営む上での一切の物理的・社会的障壁の除去

計画策定の視点

1. 障害のある人の尊重と自立支援	障害のある人、一人ひとりの持つ可能性が尊重され、主体性・自立性を確保し、自らが積極的に社会に参加していける施策展開を図ります。
2. 全員参加のまちづくり	障害のある人に住みやすいまちをつくることは、すべての人に住みやすいまちをつくっていくことにほかなりません。このため、すべての人の参加によるまちづくりを進めます。
3. 障壁のない社会づくりの推進	社会環境から物理的・制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上などの障壁を取り除き、障害のある人が各種の社会活動を自由にできる社会づくりを進めます。
4. 施策の総合的かつ体系的な推進	障害者施策は福祉や保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、関連施策の総合的かつ体系的な推進に努めます。

基本目標と施策

1. お互いの理解と交流の
促進

- (1) 障害についての啓発・広報活動の推進
- (2) ふれあいの機会の拡大
- (3) 福祉教育の充実
- (4) ボランティア活動の推進

2. 生活支援サービスの
充実

- (1) 障害福祉サービスの充実
- (2) 年金・手当などの充実と制度の周知
- (3) 人材の養成・確保
- (4) スポーツ・文化活動の振興と施設整備

3. 保健・医療の充実

- (1) 障害、難病の発生予防と早期発見の充実
- (2) 保健・医療・福祉体制の推進
- (3) 精神保健対策の推進

4. 福祉教育・育成体制
の充実

- (1) 早期療育の推進
- (2) 障害児保育の充実
- (3) 学校教育などの充実

5. 雇用・就労機会の充
実

- (1) 就労機会の拡大
- (2) 福祉的就労の場の確保
- (3) 職業相談体制の推進

6. コミュニケーション
環境の整備推進

- (1) 情報利用の促進・整備
- (2) 情報化への対応

7. ユニバーサルデザイ
ンのまちづくり推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 公共施設の整備促進
- (3) 移動交通機関の充実
- (4) 災害時などにおける安全の確保

8. 権利擁護の充実

- (1) 成年後見制度の充実
- (2) 虐待防止のための体制の整備
- (3) 差別の禁止

9. 計画の推進基盤の整
備

- (1) 福祉推進の拠点づくり
- (2) 障害者相談支援センターの充実
- (3) 計画の推進体制の充実

1. お互いの理解と交流の促進

「ノーマライゼーション理念」の実現のためには、障害のない人と障害のある人の相互理解が必要です。障害のある人の置かれた環境を十分に理解し、差別や偏見といった人の「ところ」の中にある障壁を取り払うことが重要です。

そこで、障害や障害のある人への正しい理解と知識を普及し、多くの市民が更に理解を深めるよう、あらゆる媒体や機会を通じて障害に対する啓発・広報活動を行い、身近な場所での交流機会や交流の場を拡充し、相互理解を図ります。

2. 生活支援サービスの充実

障害福祉サービスの利用を促進するためには、居宅介護や日中活動支援、就労支援などの各種障害福祉サービスの拡充及び質の向上を図っていくとともに、一人ひとりが必要なサービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントを継続的に行っていく必要があります。

そこで、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人が生涯を通じて、心豊かな充実した生活を実現するために、必要な知識、技術の習得を支援するとともに、健康の維持・向上にむけて、芸術・文化・スポーツ活動などへ参加できるような環境づくりを整備します。

3. 保健・医療の充実

障害のある人の健康の保持と自立を促進するため、乳幼児期から高齢期まで一貫した保健事業を充実させるとともに、医療機関や療育機関などと連携を深め、各種健康診査や健康診査後のフォローアップを充実していきます。

4. 福祉教育・育成体制の充実

障害のある幼児や児童の能力を引き出し、最大限に伸ばしていくための支援が望まれています。本人の意向を尊重しつつ、障害の特性をしっかりと踏まえたきめ細かな教育を行うことが必要です。

そこで、希望すれば誰もが地元でともに育ち、学ぶことができる環境整備や教員や保育士、介助員などの障害に対する理解や接し方をより一層高めます。

5. 雇用・就労機会の充実

障害のある人が積極的に就労し、仮に離職したとしても「やり直し」が可能な支援の仕組みをつくるのが大切であり、障害の有無にかかわらず共に働くことの意義を全ての市民が理解していくこと、更には、企業やまちの活性化につながっていく取組を進めます。

6. コミュニケーション環境の整備推進

障害のある人が地域で生活するためには、十分なコミュニケーション手段の確保と情報提供が必要です。社会において必要不可欠となっているIT機器の利便性を等しく活用できるよう支援していくとともに、活用することによって社会参加の場を広げる取組を進めます。

7. ユニバーサルデザインのまちづくり推進

障害の特性や地域性に配慮しながら、公共施設や道路などについて、必要なユニバーサルデザインを進めていく必要があります。

ユニバーサルデザインは、主要な公共交通の発着地点と公共施設を結ぶ動線部分について重点的に配慮していくなど、効果的な取組を行います。

また、災害時には、視覚や聴覚などに障害のある人などに対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

8. 権利擁護の充実

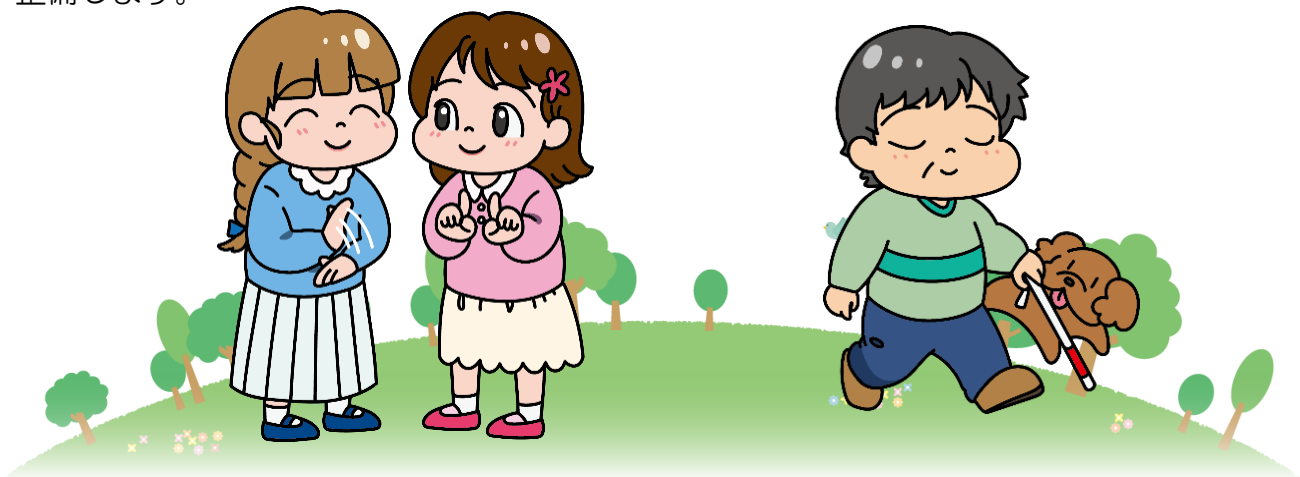
権利擁護とは、人権を始めとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくこととなります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障害のある人への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

9. 計画の推進基盤の整備

本計画を総合的に推進していくためには、全庁的な取組が必要とされているだけでなく、様々な関係機関との連携や市民参加・協力が必要です。

市は、福祉に関わる人材の育成・確保と、質の向上とともに、福祉関係者の活動する場を整備します。



◇ ひとりで悩まず、気軽に相談 ◇

沼田市には、障害のある方への福祉サービスや生活についての相談窓口があり、障害のある方やご家族の方などからのご相談をお受けしています。お気軽に相談窓口へ電話でご相談ください。

- 相談には電話相談の他、面接相談、訪問相談が可能な窓口もあります。
- 相談は無料で、秘密は厳守されます。

利根沼田障害者相談支援センター

在宅や地域で生活する障害のある方やそのご家族のための相談窓口です。

沼田市下之町 888 テラス沼田 6階 月～金曜日 8時30分～17時30分
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) ☎ 0278-25-3781

障害者生活支援センター はーもにー

障害のある方の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように、様々な支援を切れ目なく提供していきます。

沼田市上原町 1801-66 月～金曜日、第1・3土曜 8時30分～17時30分
☎ 0278-25-8736

障害者就業・生活支援センター コスモス

障害のある方の就業や暮らしについて、総合的な支援を行っています。

沼田市下之町 888 テラス沼田 6階 月～金曜日 8時30分～17時30分
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) ☎ 0278-25-4400

利根沼田保健福祉事務所

沼田市薄根町 4412 月～金曜日 8時30分～17時15分

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く) ☎ 0278-23-2185

沼田市障害福祉計画

発行／沼田市

編集／沼田市 健康福祉部 社会福祉課

〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888

TEL:0278-23-2111 FAX:0278-24-5179

URL:<https://www.city.numata.gunma.jp/>



市ホームページ

